3　開設費援助金は、公設事務所弁護士（第二十二条第三項の規定により承認を受けた候補者を含む。次項において同じ。）に対し、書面による申請により、あらかじめ仮に給付することができる。この場合においては、準備金として百万円を給付するほか、公設事務所の設置に係る費用の見込額を疎明した範囲で給付できるものとし、開設費援助金の給付の際に清算する。

4　運営費援助金は、公設事務所弁護士（第二号の仮の給付にあっては、第十六条第二項第七号に規定する場合の退任後の公設事務所弁護士を含む。）に対し、書面による申請により、次の各号に掲げる方法のいずれかによって、あらかじめ基金から支出することができる。この場合において、第一号の貸付けにあっては第二号の仮の給付又は運営費援助金の給付の際に、第二号の仮の給付にあっては運営費援助金の給付の際に、それぞれ清算する。

一　三百万円の範囲内で、返済期限を公設事務所弁護士の退任の日（第十六条第二項第七号に規定する場合にあっては、当該清算に要する額に三百万円を加えた額）、一年当たり前号の貸付けを含めて千万円の範囲内で行う仮の給付

二　第一項第二号の欠損額が生じるおそれがあると疎明されたときに、一回の申請につき三百万円（前号の貸付けの清算をする場合にあっては、当該清算に要する額に三百万円を加えた額）、一年当たり前号の貸付けを含めて千万円の範囲内で行う仮の給付

5　本会は、前二項の規定により仮の給付又は貸付けを受けた公設事務所弁護士の候補者が公設事務所弁護士とならないこととなったときは、当該候補者に対し、仮の給付又は貸付けを行った開設費援助金及び運営費援助金の全部又は一部の返還又は返済を求めることができる。この場合において、当該候補者は、直ちに返還又は返済をしなければならない。

（援助金の返還）

第二十六条　本会は、公設事務所弁護士に次に掲げる事由が生じたときは、当該公設事務所弁護士（その候補者及び公設事務所弁護士であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、給付、仮の給付又は貸付けを行った開設費援助金、運営費援助金並びに実費及び費用の全額について返還又は返済を求めなければならない。この場合において、当該公設事務所弁護士は、直ちに返還又は返済をしなければならない。

一　正当な理由なく任期（再任によるものを除く。）が開始した日から二年に満たない期間内に辞任したとき（第十五条第三項ただし書に規定する場合を除く。）。

二　第十五条第五項第一号から第三号までに掲げる事由により解任され、又は当該各号に掲げる事由のいずれかがその任期中に生じていたと会長が認めたとき。

2　前項の規定にかかわらず、本会は、公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会の意見を聴いて、相当な理由があると認めるときは、理事会の承認を得て、返還又は返済の全部又は一部を免除することができる。

3　開設費援助金の仮の給付又は運営費援助金の仮の給付若しくは貸付けを受けた公設事務所弁護士は、その返還（清算による場合を含む。）又は返済をしないまま退任したときは、仮の給付又は貸付けを受けた各援助金の全額を、直ちに返還し、又は返済しなければならない。この場合において、本会は、当該公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会の意見を聴いて、相当な理由があると認めるときは、経理委員会の承認を得て、その返還又は返済の全部又は一部を免除することができる。

4　本会は、公設事務所弁護士が開設費援助金により調達した公設事務所の内装、設備等又は業務に使用していた車両を後任の公設事務所弁護士に承継しなかったとき、又は有償で承継したときは、当該公設事務所弁護士及び公設事務所支援委員会の意見を聴いて、当該公設事務所弁護士に対し、当該内装、設備等又は車両の調達に係る開設費援助金の全部又は一部（当該内装、設備等又は車両の時価相当額（売却した場合にあっては代金相当額）を限度とし、当該内装、設備等又は車両の調達費の一部について開設費援助金を受けたものであるときは、援助を受けた割合に応じた時価相当額を限度とする。）の返還を求めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5　前項の規定にかかわらず、本会は、公設事務所弁護士が任期満了又は辞任により退任した後も、当該地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続するときは、同項の返還を求めない。

6　本会は、公設事務所弁護士が公設事務所の施設の賃借に係る敷金の返還を受けたときは、返還を受けた敷金相当額（開設費援助金として認められた額の範囲内に限る。）の返還を求めなければならない。この場合において、当該公設事務所弁護士は、直ちに返還しなければならない。

7　前項の規定は、公設事務所弁護士が任期満了又は辞任により退任した後も当該地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続する場合であって、当該施設の使用を継続するときに準用する。この場合において、「返還を受けた敷金相当額（開設費援助金として認められた額の範囲内に限る。）」とあるのは、「開設費援助金として認められた敷金の額」と読み替えるものとする。

第六節　雑則

（公設事務所の施設の転貸）

第二十七条　本会ら三者は、四者契約で定めるところに従い、公設事務所の施設を第三者から賃借し、公設事務所弁護士に対して転貸することができる。この場合において、本会は、当該施設の賃料及び仲介手数料、敷金その他賃借に係る費用を基金から支出することができる。ただし、賃料は、公設事務所弁護士の負担とする。

（任期満了により退任した公設事務所弁護士に対する支援）

第二十八条　本会は、任期満了により退任した公設事務所弁護士と一時的に法律事務所を共にして、弁護士名簿への登録、執務場所の提供等に係る便宜を図る弁護士又は弁護士法人を募集して登録し、任期満了により退任した公設事務所弁護士に紹介する支援を行う。

（調査等に要する費用）

第二十九条　本会は、公設事務所弁護士（その候補者及び公設事務所弁護士であった者を含む。以下この項において同じ。）の業務及び会計の状況に関する調査、公設事務所弁護士に対する支援、指導、勧告その他の必要な措置並びにこれらに付随する活動のために要する費用を基金から支出することができる。

2　前項の費用の支出を受けようとする者は、本会に対し、当該活動の内容、氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）その他必要な事項を明示して、書面により申請しなければならない。

第四章　偏在対応弁護士等経済的支援事業

第一節　通則

（偏在対応弁護士等経済的支援事業）

第三十条　本会は、この章に定めるところにより、偏在対応弁護士等経済的支援事業として、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は従たる法律事務所を開設する弁護士法人に対し、次に掲げる補助金の貸付けを行う。

一　偏在対応弁護士独立開業支援補助金

二　偏在対応常駐従事務所開設支援補助金

三　偏在対応特別独立開業等支援補助金

第二節　偏在対応弁護士独立開業支援補助金

（偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付け）

第三十一条　本会は、偏在解消対策地区において、独立開業しようとする弁護士並びに弁護士登録をした上で独立開業しようとする司法修習生及び司法修習生の修習を終え、弁護士、裁判官又は検察官となったことがない者（以下「独立開業希望弁護士等」と総称する。）に対し、その申請により、独立開業する際の法律事務所の設置及び運営を支援するため、独立開業しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応弁護士独立開業支援の対象として指定した上で、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けをする。ただし、弁護士でない独立開業希望弁護士等に対する貸付けは、その者が弁護士登録をした後に限る。

2　偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けは、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けと併せて独立開業希望弁護士等一人につき一回に限る。ただし、独立開業する前に偏在対応弁護士独立開業支援補助金又は偏在対応特別独立開業等支援補助金を返済した場合の再度の貸付けについては、この限りでない。